

令和 4 年度の実業報告書

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

NPO 法人 DV 対策・予防センター九州

1 事業の成果

法人設立 2 年目。新たに、自治体の相談事業を受託でき、職員を雇用した。当事業においては、機関連携の難しさを実感しながらも、先進的な取組みを試みた。法人の拠点を福岡市に異動したため、佐賀県内における活動は縮小したものの、内容の充実を図る 1 年だった。

各事業の内容については、別添「実績報告書」を参照。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実 施日時 (B) 当該事業の実 施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の 支出金額 (単位：千円)
①DV 加害者 プログラ ムの開発 及び実施	別添「実績報告書」参照	(A) (B) (C)	(D) (E)	0
②DV 予防教 育プログラ ムの開発 及び実施	別添「実績報告書」及び「予 防教育事業 実施校一覧」 参照	(A) (B) (C)	(D) (E)	40 千円
③先進的な DV 被害者 支援の取 組み	別添「実績報告書」を参照	(A) (B) (C)	(D) (E)	0
④その他、DV 対策に必 要なあら ゆる取組 みの実施	新たに、相談事業を受託	(A) 令和 4 年度 (B) 太宰府市役所 (C) 2 人	(D) 主に太宰 府市民 (E) 1,187 (延 べ人数)	5,940 千円

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。
- 3 「事業費の支出金額」欄は、活動計算書の「管理費」は含まない。

NPO 法人 DV 対策予防センター九州 実績報告書
(第2期：令和4年3月1日～令和5年3月31日)

令和5年5月1日

法人の目的及び業務

この法人は、DVの被害者及びその子どもたちの支援をさらに充実させるため、従来の支援から一歩進んだ先進的な取り組みを行い、また、加害者に対しては、直接加害者プログラムの実施や被害者支援に資するよう、加害者の非暴力化につながる支援体制を新たに創設する。さらに、DV予防教育に関する事業を行うため、教育効果の高い手法や内容を明らかにするべく調査研究事業に着手または専門家と連携協力を行い、各学年の発達段階に応じたプログラムを作成する。これを学校現場に広め、将来のDV被害者、加害者を生まない社会作りに寄与すること及びこれらの知見を佐賀から九州、全国へ広げることを目的とする。

この目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) DV加害者プログラムの開発及び実施
- (2) DV予防教育プログラムの開発及び実施
- (3) 先進的なDV被害者支援の取り組み
- (4) その他、DV対策に必要なあらゆる取り組みの実施

(1) についての実施報告。

令和3年度に作成した加害者プログラム「穏やかな生活を望むプログラム」(Program to expect calm life)の当事者に対する直接的な実施には至らなかった。しかしながら、被害者支援団体や自治体からの要請で、研修という形でこのプログラムを紹介してきた。プログラム実施をすでに展開してきた、長崎県のグループとの勉強会は、相互の情報交換を含め、とても有意義だった。前期の報告書に示した通り、「恥の感情」に着目をして、心理専門職の助けを得ながら、その内容をさらに深めることができた。

残念ながら、第1期同様、実施に係る予算や場所の問題など不足要素があり実施には至らなかった。また、当事者たちは、妻が家を出た直後や離婚調停の申し立て時に初めて問い合わせをしてくる者が多く、離婚回避を希求するDV加害者にとって、プログラム受講の実績は、調停場面において、有利にそれが働くという考えにつながっており、これが被害者支援の現場において、マイナスに働く可能性は否めない。

今後の国の取り組みや報告を注視したいが、議論の深まりが見えない現状において、国は、その具体的実施を地方自治体に安易に投げるようなことにはならないよう願っている。

当法人としては、加害者プログラムは、あくまで被害者支援の一環であるというスタンスから外れることのないよう、それでいて、DV加害者の非暴力化を支援できるよう自治体との連携を深めながら、具体的実施を模索していきたい。

(2) についての実施報告。

この事業は、中学生を主な対象者としてプログラムを組み立てている。学校ではなかなか習うことのできない専門家による「デート DV」や「いのち」「性」に関する内容を伝え、被害者にも加害者にもならない教育を目指している。

多くの生徒たちは、受講後の感想文として、講演内容を自分のこととしてとらえていた。第二次性徴の始まる小学校高学年～中学生には必ず伝えたい内容で、講演後に「生徒たちの行動が落ち着いてきた」「生徒から家で起きていることの相談があった」など、教職員からも評価を受けている。

DV 予防プログラムの実施については、外部講師の謝金として「佐賀善意銀行」から4万円の助成金を受領した。令和3年度に引き続き、代表の原、僧侶、助産師を学校の希望により派遣を行った。しかしながら、9月から活動拠点を福岡市に移したため、佐賀県においては、9月以降の申し込みは有料となり、予算の都合上、断らざるを得なかった学校と特別に予算を確保してもらい、実施できた学校があった。実績は、小中学校22校、高校、大学については、5校のデート DV 講演会を実施した。また、佐賀県教育庁の依頼で、性教育指導支援事業として、実施できた学校も含まれている。

さらに、熊本県、鹿児島市、大分県、福岡市の依頼で、20校を超える学校で予防教育講演の実施ができた。

昨年度、作成した「特別支援学校（クラス）向け DV・性暴力予防プログラム」については、2校（46人）の実施はできたが、今の子どもたちを取り巻く SNS 事情の変化が早く、早速ブラッシュアップをしないといけないと感じている。特別支援学校の教職員が、このプログラムに関心を持ってもらい、まずは教職員研修をしてほしいという依頼が、令和5年度に向けてあっている。全般的に、若者たちの交際事情やその価値観の多様化から、これまでの内容を見直したいと考えている。

余談だが、8月に開催された思春期学会において、当法人理事である松浦賢長先生が座長を務めるシンポジウムに登壇し、実践家の立場から予防教育に関する持論を発表する機会をもらった。

(3) についての実施報告

令和4年度は、太宰府市人権政策課から、相談事業を受託し、女性相談員を雇用できた。とにかく庁舎内連携の取組みを意識して活動した。今後、若年女性の支援として地方自治体が SNS 相談を積極的に行えるよう、ガイドラインの整備を進めてほしい。実績として、庁舎内連携の形ができたことと、相談件数は大きく増えたことで、令和5年度の相談事業も受託する予定である。

(4) についての実施報告

上述(3)にあるように、太宰府市人権政策課から「女性のためのつながりサポート支援事業」を受託して、相談員を派遣している。「寄り添い支援」を常に心がけ、同行支援や庁舎内連携を丁寧に行うことで、相談件数を前年度からアップすることができた。他市の同種の相談事業よりも、より専門性の高い支援を令和5年度も実施していきたい。

以上